

平成29年第11回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日(金)午前9時30分から10時13分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
10番 鈴木 幸雄 君	11番 三浦 弘文 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 森田 英里子 君	17番 鳥谷部 孝雄 君
18番 三浦 房雄 君	19番 中川原 隆雄 君

4. 欠席委員 (1人)

9番 佐々木 喜克 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について

第4 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可
に係る意見について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成29年第11回総会を開会いたします。
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。
本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第20号の1件及び議案第51号から第53号までの3件です。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、9番 佐々木喜克 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。
五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、3番 時田 宏 委員
10番 鈴木 幸雄 委員
をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

18番（三浦房） [相続未登記の農地等の活用検討に関する意見交換会の報告]

議 長（岩井） 〔三八地区農業委員会連絡協議会視察研修の報告〕
〔東北管内荒廃農地解消事例発表会の報告〕

8 番（竹原） 9日の自治会長会議で、農業委員会に関する意見・要望等、特別無かったでしょうか。

議 長（岩井） 農業委員会に関する質問等は特にございません。私、当日出席したのは座長として選任されまして、議事進行しましたけれども、特に農業に関する質問等はございませんでした。

議 長（岩井） よろしいでしょうか。他になれば、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の1ページ報告第20号と参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は、大字豊間内字下源兵衛●●●の畑、面積は5,461平方メートル、賃貸人と賃借人はご覧のとおりです。合意解約の理由は、良い作物が採れないため合意解約となりました。

2番の農地の所在は、上新井田前●●●の田、面積は1,009平方メートル、賃貸人と賃借人はご覧のとおりで、今月の3条申請で売買するため解約となっています。

3番の農地の所在は、大字倉石石沢字山辺沢●●●の畑、面積は5,421平方メートル、賃貸人と賃借人はご覧のとおりです。今月の3条申請で賃借人が妻に使用貸借するため合意解約となっています。以上です。

議 長（岩井） ただ今の報告第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（岩井） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 20 号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月担当調査委員は
5 番 佐々木 一 榮 委員及び
11 番 三 浦 弘 文 委員です。
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長（岩井） それでは、日程第 4 の議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） はい。それでは、議案書の 3 ページ議案第 51 号と参考資料の 7 ページをご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 6 件です。

1 番から 3 番までは売買による所有権移転に関する件、4 番と 5 番は使用貸借に関する件、6 番は贈与による所有権移転に関する件です。

1 番から 6 番までは、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円、2 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円、3 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円となっています。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して三浦弘文委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

三浦弘文調査委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 2 ページ議案第 51 号と参考資料の 7 ページをご覧ください。11 月 1 日に、岩井会長と佐々木一榮委員及び事務局職員 3 名と現地調査を行いました。

1 番は、譲受人が妻の名義で賃借して 20 年近く耕作してきた農地で、譲渡人は今後も耕作する予定がないため、売買するものです。譲受人は転作作物として豆類を作付けしてきましたが、水はけの良い圃場であるため、今後も豆類等の畑作物を作付けしたいということです。

2 番の農地は、譲渡人が高齢で農作業ができず、後継者 1 人だけでは耕作することが困難であるため、知人である譲受人に売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

3 番の譲渡人は、2 番の譲渡人の後継者で、1 人だけで当該農地を耕作することが困難であるため、知人である譲受人に売買するものです。譲受人は、長芋・ごぼう等を作付けするそうです。

4 番は父親が所有する農地のすべてについて、後継者である同一世帯の息子に使用貸借による利用権を設定するもので、従来どおり耕作を続けるそうです。

5 番は、健康に不安を抱える夫が、来年 1 月 1 日から経営権を妻に移転するため、自身の所有するすべての農地について、妻に使用貸借による利用権を設定するものです。

6 番の農地は、父親から後継者である同一世帯の息子へ贈与するもので、従来どおり耕作を続けるそうです。

以上で調査結果の説明を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15 番（柏田） 5 番についてなんですが、（貸付人と借受人は）夫婦なんですが、夫婦でも使用貸借を結ばないとダメなんですか。普通は農業委員会に届け出ないで、そのまま。別に使用貸借結ばなくてもやっているのが現実ではないかと思っているんですが。

そこでお聞きしたいのは、農業委員会にあえて届け出たというのは、何か別な理由があるのか、あるいは義務的に、旦那さんが健康状態が

思わしくないのという先ほどの説明があったんですが、現実的に奥さんが耕作・経営する場合はこういった手続きを踏まなければならないのかどうか、その辺の法律的なことを教えていただきたいんですが。

事務局（竹洞） ご本人は「終活」という言い方もなさっていましたが、自分の健康状態がかなり悪いとお考えでして、いつどうなるか分からないと。そうなった場合に、税務申告とか、年度の途中で名義変更するとなると様々面倒なこともあるだろうから、そうならないために来年の1月1日をもって奥様に名義変更をしたい。そのために今から準備をしておきたいということでした。

15番（柏田） これをやらないとそっちができないということですか。

議長（岩井） できないということではなくて面倒な手続きが必要になってくるという説明でしたので、使用貸借で奥さんに経営権を渡すということですね。

15番（柏田） 分かりました。普通は農業委員会に届け出なくても問題は無いと。ただ、今言ったような対外的な問題に対応するためにこういう形をとったんだという、特別な事情があったということで、農地法上は別にそこまでやらなくても経営はできるという解釈でいいですね。

事務局（竹洞） はい、そうです。

19番（中川原） 関連しますが、さっきの報告第20号でも▲▲さんの関係が出てきています。その際の説明では3条申請でやりますという説明でした。それが、説明を聞けば▲▲さんは出てきますが、■■さんの関係は出てこない。これは、■■さんの関係も出てこないと説明がおかしいんじゃないかと感じていますけれども。▲▲さんの理由は今の税金の問題から農協関係、経営権の問題、これは分かりましたけれども、■■さんの関係はどうなるわけでしょうか。

事務局（早狩） ■■さんと▲▲さんの使用貸借は合意解約するけれども、耕作はそのまま続けたいということでした。

19番（中川原） そうであれば、▲▲さんの方は夫婦間で使用貸借するわけですから、■■さんとも使用貸借して問題はないと思いますがどうでしょうか。

事務局（早狩） ■■さんと▲▲さんの奥さんとの使用貸借も今回3条申請してもらえば良かったと思います。

19番（中川原） できるだけ早く、来月にでも申請してもらって明確にしておいた方がよろしいかと思います。

議長（岩井） 先ほどの報告第20号の3番について以上のように質問がありましたので、結果については、事務局の方で、▲▲さんの奥さんとの契約を進めるようにしなければならないということで…。

事務局（早狩） はい、連絡します。

議長（岩井） 其他のご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） なければ採決いたします。

議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第52号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の5ページ議案第52号と参考資料の29ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。

1番の農地の所在は大字上市川字林ノ下●●●、地目は畑、面積は561平方メートル。農地の区分は農用地区域外農地で、立地基準その他の第2種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して佐々木一榮調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

佐々木一榮調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の5ページ議案第52号と参考資料の29ページをご覧ください。

11月1日に、岩井会長、三浦弘文委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の申請は、現在、妻の両親と同居している譲受人が、子どもが大きくなって家が手狭になってきたため、申請地を買い受けて自己住宅を建築したいというものです。周囲は、北側と東側は住宅で、西側は県道、南側は水路を挟んで中古車等の展示場となっています。生活排水は合併処理浄化槽で処理する計画で、周りには影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

(調査委員指定席に戻る)

議長(岩井) 次に、議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(黒沢) それでは、議案書の6ページ議案第53号をご覧ください。

五戸町長より平成29年10月25日付け五農林第293号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案8件で、合計面積は73,164平方メートルです。

1番の所在は字上根前●●●、地目は田、面積は2,825平方メートル、5年間の使用貸借となります。

2番の所在は大字倉石又重字前田内沢●●●、地目は畑、面積は5,038平方メートル、5年間の貸貸借となります。

3番の所在は大字倉石又重字中崎●●●、地目は畑、面積は24,628平方メートル、2年間の貸貸借です。

4番の所在は大字倉石又重字前田内沢●●●、地目は畑、面積は2,678平方メートル、2年間の貸貸借となります。

5番の所在は大字倉石又重字中崎●●●、●●●、●●●の3筆で、合計8,520平方メートル、5年間の貸貸借となります。

1番から4番までは再設定、5番は新規となります。

6-1から6-3までは中間管理機構への新規の貸借となります。

6-1の所在は字石仏上川原●●●、地目は田、面積は2,000平方メートル、5年間の貸貸借となります。

6-2番は字越掛沢道ノ下モの4筆で、地目は畑、面積は合計で3,961平方メートル、10年間の貸貸借となります。

6-3の所在は大字倉石又重字沢向が4筆、大字倉石又重字中館下が6筆の合計10筆で面積は23,514平方メートルとなります。こちらは10年間の貸貸借となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長（岩井） それでは、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 7 ページの 5 番の畑なんですけれども、作物名を聞いていますか。

事務局（黒沢） 作物は、ニンニクです。

議 長（岩井） その他ございませんか。よろしいですか。

議 長（岩井） ないようですので、それでは採決いたします。議案第 53 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり承認されました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、五戸町農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年11月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員